

# 令和6年10月分（12月支払分）からの 児童手当の制度が改正されます。

大切なお知らせですので、必ずご確認ください。

## 拡充内容

### 1 支給期間が高校生年代まで延長されます

- ・高校生年代には児童1人につき月1万円支給されます。（第3子以降は月3万円）

### 2 第3子以降の支給額が3万円になります

**改正前** 支給対象：中学校卒業まで  
第3子以降の加算対象：3歳以上小学校修了前まで  
児童の数を数える場合：18歳の誕生日後の最初の年度末までの児童を数える

**改正後** 支給対象：高校生年代まで  
第3子以降の加算対象：高校生年代まで  
子の数を数える場合：22歳の誕生日後の最初の年度末までの子数を数える

※児童の数が3人以上で、保護者に経済的負担がある18歳年度末から22歳年度末までの子（H14.4.2生～H18.4.1生）を監護している場合は「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要です。

| 児童の年齢     | 手当月額（児童1人あたり） |         |
|-----------|---------------|---------|
|           | 第1子<br>第2子    | 第3子以降   |
| 3歳未満      | 15,000円       | 30,000円 |
| 3歳から高校生年代 | 10,000円       | 30,000円 |

| 例1) |     |         | 例2) |     |         |
|-----|-----|---------|-----|-----|---------|
| 第1子 | 大学生 | -       | 第1子 | 大学生 | -       |
| 第2子 | 高校生 | 10,000円 | 第2子 | 中学生 | 10,000円 |
| 第3子 | 中学生 | 30,000円 |     |     |         |
| 計   |     | 40,000円 | 計   |     | 10,000円 |

※大学生と表記していますが、受給者に経済的負担がある18歳年度末から22歳年度末までの子がカウント対象です。

### 3 所得制限が撤廃されます

- ・所得が所得上限限度額以上のため手当が支給対象外だった方は、認定請求書を提出することで手当を受給できます。
- ・手当区分が特例給付（児童1人につき1か月5,000円）だった方は手続き不要で手当が増額されます。

### 4 支払回数が年6回になります

- ・原則として6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの4か月分の手当を支給していましたが、令和6年10月分（12月支給分）から、**偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）**にそれぞれの前月分までの**2か月分**を支給します。

|       |        |       |          |      |         |
|-------|--------|-------|----------|------|---------|
| 4月支払  | 2月・3月分 | 6月支払  | 4月・5月分   | 8月支払 | 6月・7月分  |
| 10月支払 | 8月・9月分 | 12月支払 | 10月・11月分 | 2月支払 | 12月・1月分 |

裏面に続きます。必ずご確認ください。

## 必要な手続きについて

### 1 児童手当認定請求書の提出が必要な方

- ・ **高校生年代**の児童を養育し、現在児童手当を受給していない方
- ・ 所得が所得上限限度額以上で、児童手当が**支給対象外だった方**

※児童の保護者のうち**生計を維持している方（所得の高い方）**が申請をしてください。

※**公務員の方は勤務先**で手続きしてください。

### 2 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

- ・ 児童（子）が**3人以上**おり、かつ保護者に経済的負担がある**18歳年度末から22歳年度末までの子（H14.4.2生～H18.4.1生）**を監護している方

※**現在すでに児童手当を受給している方、新規で児童手当を申請する方のどちらも、提出が必要です。**

### 3 「額改定認定請求書（増額用）」の提出が必要な方・不要な方

- ・ 児童手当受給者で高校生年代の児童を監護している方は、原則手続き不要で令和6年10月分以降の高校生年代分も支給されます。一部手続きが必要な場合がありますので、下記をご確認ください。

#### 手続きが不要な場合 **多くの方がこちらに該当します。**

- ・ 中学卒業まで児童手当の支給対象だった児童が、高校生年代になって支給対象外になったが、その下に中学生以下の児童がいるので、現在も鳥取市から児童手当を受給している。

⇒高校生年代になった児童について監護しなくなった届出（額改定届（減額用））を提出していない限り、監護児童として登録していますので、手続き不要で高校生年代分も支給されます。

#### 手続きが必要な場合

- ・ 児童手当をすでに受給しており、18歳年度末から22歳年度末までの子を含む子が3人以上いる。

⇒**監護相当・生計費の負担についての確認書**および**額改定認定請求書（増額用）**の提出が必要です。

- ・ 高校生年代児童について、監護しなくなった届出（額改定届（減額用））を提出した。

⇒**再び監護することになった場合は、額改定認定請求書（増額用）**の提出が必要です。

- ・ 上の児童が高校生年代になった後に受給者が鳥取市に転入してきた場合などで、下に中学生以下の児童がおり**児童手当の認定請求をした際に、児童欄に高校生年代児童を記入しなかった。**

⇒高校生年代児童分について**額改定認定請求書（増額用）**の提出が必要です。※児童欄は「18歳に達する日以後最初の3月31日までの者」を記入していただく欄となっています。

## 申請方法

窓口、または郵送で下記書類を提出してください。

|   | 申請書                 | 添付書類                                           |
|---|---------------------|------------------------------------------------|
| ① | 児童手当認定請求書           | 本人確認書類の写し、請求者名義の口座が確認できるもの（通帳の写し等）、請求者の保険証の写し※ |
| ② | 額改定認定請求書（増額用）       | 本人確認書類の写し、請求者の保険証の写し※                          |
| ③ | 監護相当・生計費の負担についての確認書 | 必要場合は①または②に添付してください                            |

※コピーは表面のみで結構です。（白黒コピー可、実物サイズに切り取り不要。）保険者番号および被保険者等記号・番号は、マスキング（黒く塗りつぶすなど）をしてください。鳥取市国民健康保険加入の方は不要です。

- ・ ①と②の手続きは、マイナポータルから電子申請も可能です。（マイナンバーカードが必要です。）
- ・ 申請者と児童が別居している場合は別居監護申立書が必要です。他にも添付書類が必要になる場合があります。
- ・ 郵便事故による書類の紛失等につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

## 申請期間

- ・ **令和6年10月31日（木）まで**の申請：令和6年12月11日（水）に10月・11月分を支給予定
- ・ **令和7年3月31日（月）まで**の申請：令和6年10月分に遡って順次支給
- ・ **令和7年4月以降の申請**：**申請月の翌月分**からの支給

※手当を受給できない期間が発生しますので、ご注意ください。

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市役所児童手当担当窓口（本庁舎1階福祉総合窓口 13番）

電話：0857-30-8491

受付：午前8時30分から午後5時15分まで 土曜、日曜、祝日を除く。